

## 6 身近な環境質の向上

### ▶ 現況と課題

◆ 市では、法令に基づいて公害防止の指導・監視を行うとともに、市内の水質や地盤沈下等を測定しています。また、県や周辺自治体と連携し、仙台港周辺に立地する企業との間で公害防止協定を結んでいます。

市内の環境調査結果の多くは基準を満たしていますが、光化学オキシダントや、一部海域の水質で基準超過がみられるなど、問題が解消されていないものもあり、今後も監視等を継続していく必要があります。

また、近年では、有害化学物質による地下水汚染や大気汚染などの環境汚染が問題となっており、国・県などと連携したすみやかな対応や、情報を市民や事業者と共有していくことが求められています。

◆ 塩竈の地域特性として、港町特有の臭いや、埋立地としての地盤沈下の問題があげられます。水産加工団地や下水道の整備により、悪臭については改善が図られてきていますが、これらの問題については引き続き監視を続け、対応を図っていくことが必要となっています。

◆ 産業型公害の改善が進む一方で、市に寄せられる公害苦情のほとんどは、発生源が近隣やペットなどの市民生活から生じるケースへと移行してきており、都市・生活型公害が問題となってきました。

アンケートでも、これらの身近な問題への不満が多くを占めており、市民一人ひとりの自覚とマナーの向上が重要となっています。



埋立処分場

◆ 市のごみ処理施設については、計画的な整備を進め、維持管理に努めています。

しかし、埋立処分場の残余量が少なくなっており、また、環境負荷をより軽減するための新たな技術の導入等、高度な処理施設も必要になっています。

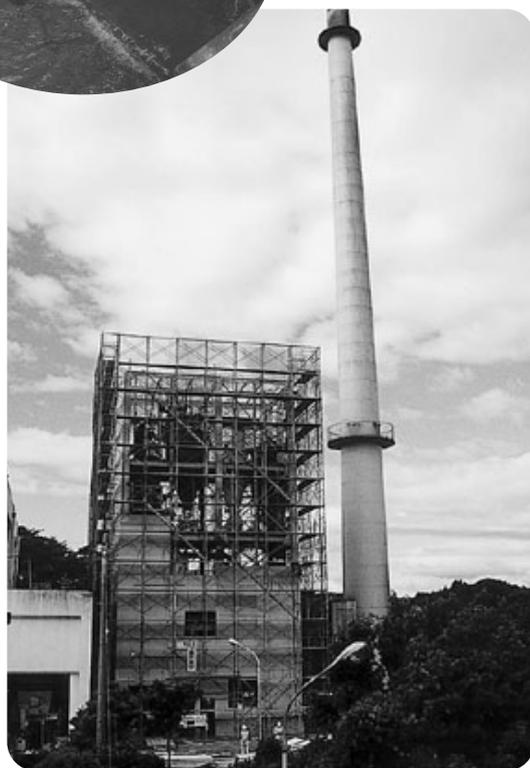
◆ 生活ごみは、ごみの種類により分別して指定袋などによりそれぞれ指定日に収集していますが、排出方法の多様化に伴い分別の不徹底や不法投棄などが見られるようになってきています。

また、家電リサイクル法<sup>\*</sup>に代表されるように、事業者による製品回収やリサイクルが、これまで以上に重要となってきています。

このため、今後とも市民・事業者に対し、適正処理への理解や協力を求める必要があります。



川の水質調査



ダイオキシン対策改修工事中の清掃工場

基本目標 (6) 快適で安全な生活環境を確保する

管理指標

- 二酸化窒素の環境基準ゾーン下限値の0.04ppm以下を達成・維持します。
- 二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、光化学オキシダントについては、それぞれの環境基準を達成・維持します。
- 騒音に係る環境基準を達成・維持します。
- 市内の河川の調査地点におけるBODの年平均値の平均を3.0mg/l以下とするよう努めます。
- 市内の海域の調査地点における水質の環境基準を達成・維持し、更に上位の環境基準の達成に努めます。
- 工場、建設作業などに対する騒音・振動や生活型公害への苦情件数をなくします。

施策の方向

[基本目標]

快適で安全な生活環境を確保する

[施策の方向]

- P 環境汚染を未然に防止する
- Q 空気や水をはじめとする環境質をより高める
- R 廃棄物の適正処理を推進する

※家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)／一般家庭や事業所から出るテレビ、洗濯機、冷蔵庫、エアコンの4つの製品のリサイクルを進めるための法律。消費者、販売する店、家電製造メーカーがそれぞれ負担しながら進めることが前提のシステムで、消費者は収集運搬と処理費用、家電製造メーカーは再資源化施設をつくり対応している。2001(平成13)年4月から本格施行。

※環境影響評価(環境アセスメント)／開発事業の実施に先だって、その事業がもたらす環境への影響について調査・予測・評価する制度のこと。日本では、開発の当事者(行政、企業など)によってなされる。1997(平成9)年に環境影響評価法が制定された。

※酸性雨(雪)／化石燃料などの燃焼で生じる硫黄酸化物や窒素酸化物などが大気中に取り込まれて生じる酸性の雨のこと。通常pH5.6以下のものをいう。国境を越えた問題となっている。

※スターウォッチング／星を観察すること(イベント)。

環境汚染・公害の未然防止のために、公害防止協定の締結、環境影響評価<sup>※</sup>の導入推進や監視・指導体制の充実を図ります。

また、化学物質など、新たな環境問題に常に目を向け、情報収集と迅速な対応に努めるとともに、市民・事業者・市相互のすみやかな情報伝達のしくみをつくります。

#### 具体的施策

- 公害防止対策の強化を図ります。
  - ◇ 公害防止の監視・指導体制の充実強化
  - ◇ 公害防止協定、環境影響評価導入の推進
  - ◇ 公害防止に係る条例・要綱等の整備
- 環境問題に対する情報収集・発信の体制をつくります。
  - ◇ 国、県、他自治体との連携強化
  - ◇ 環境情報センターの整備
  - ◇ わかりやすい環境情報の提供

大気・水・土壌など、生活を取り巻く環境の質を保持し、より高めていくために、悪臭や地盤沈下に対する監視や苦情への対応を継続していくとともに、「一人ひとりが環境質の向上の責任を担っている」ことについての理解・認識を深めるため、情報周知や啓発活動等を通じて、生活型の公害を含めた市民や事業者のマナー向上や環境保全への協力を呼びかけます。

#### 具体的施策

- 悪臭・地盤沈下など塩竈特有の環境問題への監視を継続します。
- 身近な環境の調査・観察を推進し、その結果を市民と共有していきます。
  - ◇ 酸性雨<sup>※</sup>・酸性雪調査の継続、情報提供
  - ◇ 簡易大気調査、スターウォッチング<sup>※</sup>などへの参加推進、啓発
- 生活型公害改善のため、市民や事業者のマナー向上を図ります。
  - ◇ 「環境の日・環境月間」の啓発
  - ◇ 生活騒音防止の啓発
  - ◇ 小型焼却炉などでの焼却自粛の啓発
- 市民との協働により地域の環境計画づくりを推進します。
  - ◇ 地区環境協定制度の検討

## R 廃棄物の適正処理を推進する

市民一人ひとりがごみの出し方のマナーを守り、ポイ捨てや不法投棄のないまちを実現できるよう、啓発・指導体制の充実を図ります。

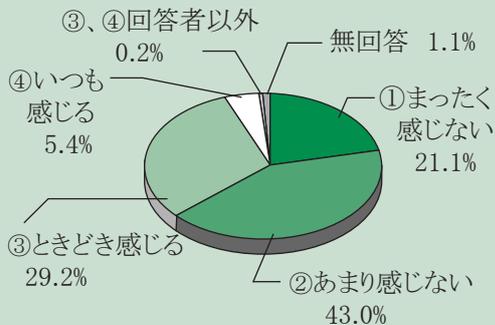
また、今後も広域を含めた計画的なごみ処理施設の整備を進め、処理処分の適正化を図るとともに、廃棄物に関する事業者責任への理解と協力を求め、事業活動に伴う廃棄物の適正処理を推進します。

### 具体的施策

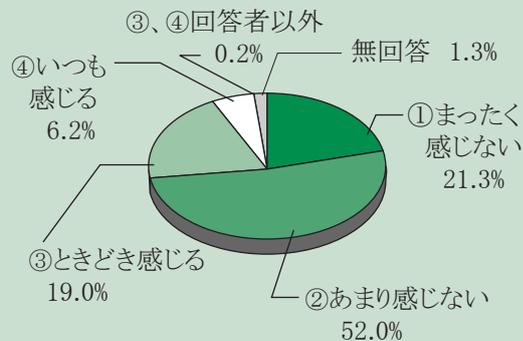
- ごみの適正処理に向け、啓発・指導体制を充実していきます。
  - ◇環境指導員制度の導入
  - ◇ごみ集積所環境整備の支援
  - ◇小型焼却炉などでの焼却自粛の啓発【再掲】
  - ◇廃棄物の適正処理に関する事業者指導の強化
- ごみ処理の広域化などにより計画的な施設整備を進めます。
  - ◇ごみ処理広域化の推進
- 清掃工場や埋立処分場など、ごみ処理施設の適正管理に努めます。

### 生活環境について市民の皆さんはこんなふう感じています…

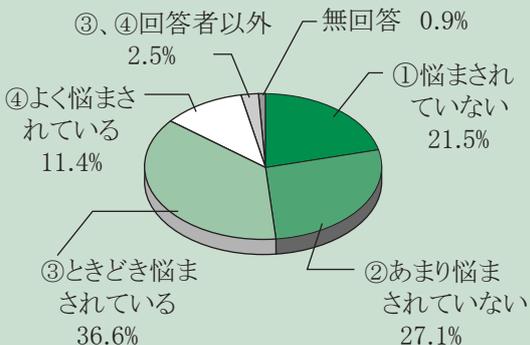
[においの状況]



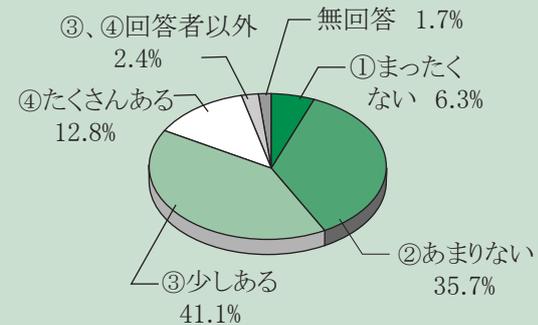
[空気のごれ(けむり・ほこり)の状況]



[騒音・振動の状況]



[環境美化の不満]



出典：「平成12年度塩竈市環境アンケート」